旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 27 年 10 月 13 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社ベルモア　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－1062号　④株式会社ベルモア　さいたま市浦和区北浦和１－11－２　代表取締役　神宮寺將雄　⑤本社営業所　さいたま市浦和区北浦和１－11－２　⑥平成12年５月19日　⑧平成27年５月19日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫さいたま市浦和区北浦和１－11－２　株式会社ベルモア　代表取締役　神宮寺將雄

Ｂ　①株式会社ヨーロピアンツアーズ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5788号　④株式会社ヨーロピアンツアーズ　東京都東村山市久米川町三丁目26番地13　代表取締役　菊田綠　⑤本社営業所　東京都東村山市久米川町三丁目26番地13　⑥平成18年８月22日　⑧平成27年８月27日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都東村山市久米川町三丁目26番地13　株式会社ヨーロピアンツアーズ　代表取締役　菊田綠

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 27 年 10 月 13 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社明光弘済会　②第３種旅行業　③和歌山県知事登録旅行業第３－136号　④株式会社明光弘済会　西牟婁郡白浜町920番地の26　代表取締役　小竹幸　⑤本社営業所　西牟婁郡白浜町920番地の26　⑥昭和51年12月２日　⑦平成27年８月31日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社オータニトラベル　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第３－411号　④株式会社オータニトラベル　宇都宮市平出工業団地37番３　代表取締役　大谷伸　⑤本社営業所　宇都宮市江曽島町1062－１　⑥平成元年７月27日　⑦平成27年８月31日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社サンアイトラベル　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－1349号　④株式会社サンアイトラベル　大阪市港区波除五丁目７番４号　代表取締役　岩津博之　⑤本社営業所　大阪市港区波除５丁目７番４号　⑥昭和63年９月19日　⑦平成27年９月15日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社熱海旅行案内所　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３－97号　④有限会社熱海旅行案内所　熱海市田原本町９番１号101　清算人　入澤正幸　⑤本社営業所　熱海市田原本町９番１号101　⑥昭和39年８月28日　⑦平成27年９月10日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①一般社団法人十和田湖国立公園協会　②第２種旅行業　③青森県知事登録旅行業第２－142号　④一般社団法人十和田湖国立公園協会　十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋486番地　代表理事　中村秀行　⑤本社営業所　十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋486番地　⑥平成22年10月14日　⑦平成27年９月４日　⑧220万円　⑨1100万円

以上５件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

Ａ　①マルコ・ポーロ株式会社　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－1137号　④マルコ・ポーロ株式会社　愛知県碧南市浅間町一丁目97番地２　代表取締役　青木和治　⑤マルコ・ポーロ株式会社　愛知県碧南市浅間町一丁目97番地２　⑥平成15年９月17日　⑦平成27年９月18日　⑧60万円　⑨300万円

以上１件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 27 年 10 月 13 日

東京都千代田区岩本町２－６－３
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会